

# 全国におけるつどいの広場設置に関する動向と山口市の現状

## 既存資源を活用した子育て支援施設整備に関する研究 その1

正会員 ○中園眞人\*1, 正会員 山本幸子\*2, 正会員 村上和司\*3  
 準会員 佐伯和也\*4, 準会員 神崎暁子\*4, 正会員 吉浦温雅\*2

少子化, 子育て支援, 運営形態,

### 1. 序論

近年、少子化・核家族化の進展や女性の社会進出による家族形態の変化や、また地域での人間関係の希薄化が進んでおり、子育て中の母親が子育てや育児について気楽に相談できる相手や仲間が身近にいない等、家庭や地域における子育て支援機能の低下が問題となっている。孤立した環境での子育てにより母親の育児不安やストレスが増大し、問題は深刻化している。

このような状況を改善すべく、国や地方自治体に対する地域における子育て支援機能の充実化へのニーズが高まり、国では新たな子育て支援対策制度の策定が進められ、平成14年に在宅で子育て中の親子の支援に関することをはじめ盛り込んだ少子化対策プラスワンが発表された。平成15年に次世代育成支援対策推進法が策定され、市町村単位で地域の子育て支援対策計画の策定に取り組む等、地域や社会全体で子育て・親育てを支援することにより身近な場所で安心して子育てが出来る地域社会の構築を推進している。

また平成14年から実施された「つどいの広場」事業では、「密室育児」を防ぎ、地域での子育て中の親子の交流、集いの場として既存の福祉施設・公共施設、空き店舗・空き教室等の利用を促している。このような既存建物の福祉施設への活用は、新築に比べ手軽に開設できるだけでなく、身近にあり気軽に利用できることから地域に根ざした福祉拠点の場として注目されている。

そこで本研究では、そうした地域密着型子育て支援施設としての既存ストックの転用による施設整備に着目し、特に伝統民家等を住宅から子育て支援施設へと用途変更を伴う場合の実現事例を取り上げ、既存ストックがどのように活用されているかを考察し、実態と課題を明らかにすることを目的としている。

### 2. 研究概要

本編ではまず全国での「つどいの広場」の実施状況を把握するため、平成17年度事業実施状況一覧の資料を基

に、運営主体別(行政団体・営利団体・NPO法人・自治組織等)(表1)、設置の形態別(新設型・公共施設などの既設併設型・空店舗などの既設改修型・仮設型)により整理・集計を行い、全国の実施傾向を分析した。

次に山口県山口市における、行政団体—公共施設型、NPO法人—空き店舗型、自治組織—空き家型の3事例を調査対象として、施設概要(設立経緯・運営方法等)のヒアリング調査をおこない、山口市での事業実施の現状を明らかにした。

### 3. 「つどいの広場」事業の概要

乳幼児等をもつ親の子育てへの負担感や育児不安の解消及び子どもの健全な育成を図ることを主目的として、平成14年から厚生労働省により「つどいの広場」事業が実施されている。この事業は、子育て中の母親同士や子育てから引退した地域の人々がサービス提供者としてふれあひながら、身近な場所で子育て支援サービスを手軽に利用できるよう、空き家等の既存ストックを活用した拠点を整備するとともに、地域住民の参加による運営の仕組みづくりを進め、地域における子育て支援ネットワークの導入を目的とするものである。

具体的には①子育て親子の交流、集いの場の提供、②子育てアドバイザーによる子育て・悩み相談、③地域の子育て関連情報の提供、④子育て及び子育て支援に関する講習の実施、の4事業が主な内容として位置づけられている。また実施方法は、拠点となる常設の場を設け、週3日、一日5時間以上開設することを原則とし、実施場所に公共施設内のスペース、商店街の空店舗、公民館、

表1 運営主体の分類方法

市町村		公益法人				NPO法人	自治会			その他	
市町村	(公)幼稚園・保育園	社会福祉法人	財団法人	学校法人	(私)幼稚園・保育園	NPO法人	地域ボランティア組織	社会福祉協議会	地域団体・民間団体	委託先が未決定	運営団体調査中

The nationwide trend of setting up "the place of TSUDOI" and Current state of it in Yamaguchi City  
 A Study on the Renovation of the Existing resource for the Facilities to support the bringing-up of children (Form 1)

NAKAZONO Mahito, YAMAMOTO Sachiko, MURAKAMI Kazushi, SAEKI Kazuya, KANZAKI Satoko, YOSHIURA Atsumasa

学校の余裕教室、子育て支援のための拠点施設、マンション・アパートの一室などの利用を促している。

実施主体は市町村で、平成 17 年度からは次世代育成支援体策交付金制度により助成を行い、国から市町村へ次世代育成支援対策行動計画全体の取り組み内容に応じて補助された交付金を、市町村の裁量で各事業に配分することとしている。次世代育成支援対策交付金制度の概要を表 2 に示す。

4. 全国における「つどいの広場」事業の実施状況

平成 17 年度までの全国のつどいの広場設置箇所数は 490 箇所あるが、行動計画の策定について規定されるまで、地域ごとにさまざまな活動が展開されてきたため、都道府県により実施数に幅がある。運営の仕組みも多様で、公立直営型から公設民営、民間委託、NPO 法人による自主運営等があり、場についても商店街の空店舗や学校の空教室に児童館・公民館、民間の施設から個人宅とさまざまである。以下では都道府県別、運営主体別、設置形態別に実施状況を分析し、傾向を抽出する。

4-1 都道府県別の設置箇所数

都道府県別の「つどいの広場」設置箇所数を図 1 に示す。大阪府、静岡県、兵庫県、長野県、神奈川県の順に多く、上位を主要な都道府県とその周辺地域が占めていることが分かる。20 箇所を超える都道府県が 9/47 例であるのに対し、10 箇所未満が 30 都道府県存在する。

また、5 歳未満人口 1 万人あたりの設置箇所数を図 2 に示すが、最も多いのは長野県の 3 箇所、1 ヶ所未満が 27/47 自治体 (57.4%) である。

4-2 運営主体別の設置箇所数

運営主体の違いによって設置箇所数を比較すると (図 3)、全国合計の内訳では市町村営が約 50% を占め、NPO 法人、自治会、公益法人はほぼ同様の割合となっている。

地域別に見ると、中部地方では大半の都道府県で市町村により運営されている事例が 80% を占める等、市町村営が中心であるが、一方で都心部の東京都、大阪府では他に比べて市町村営が少なく、NPO 法人や公益法人が多く、また設置箇所数が 1 - 2 箇所と少ない都道府県においても NPO 法人や自治会が運営主体となっているケースが多く見られる。

4-3 運営主体と設置形態

運営主体別に設置形態を「新設」、「既存施設に併設」、「既存施設の改修により設置」、「場所を借りて仮設」に大別し、運営主体別の実施数を示したものが表 3 である。運営主体が市町村・公益法人の場合は「既存施設に併設」型が多く、NPO 法人や自治体による運営では「空き施設

改修設置」が多い。「空き施設改修設置」の運営主体別の前用途を図 4 に示すが、市町村・公益法人では商店街等の空き店舗・幼稚園・保育園が多く、NPO 法人・地縁団

表 2 助成制度の概要

制度名	次世代育成支援対策交付金
補助対象団体	市町
事業の目的	次世代育成支援対策の推進を図るため、次世代育成支援対策推進法に規定する市町村行動計画に定められている子育て支援事業その他次世代育成支援対策に資する事業の実施を支援する。
対象事業	つどいの広場事業、延長保育促進事業をはじめとする市町村が実施する次世代育成支援対策に資する
財政措置	総事業費の 1/2 以内で、厚生労働大臣の定める額
事業主体	厚生労働省

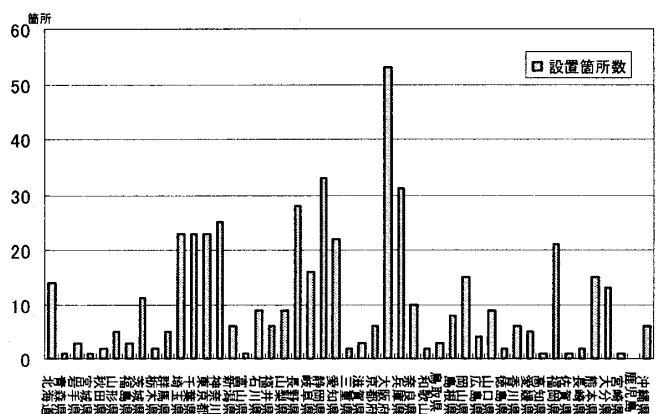


図 1 都道府県別つどいの広場設置箇所数

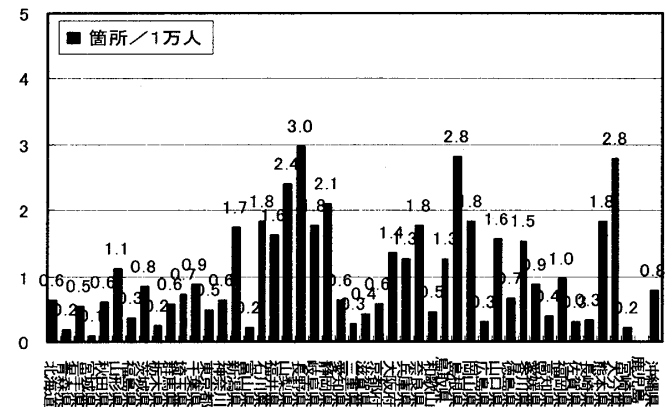


図 2 5 歳未満人口 1 万人あたりの設置箇所数

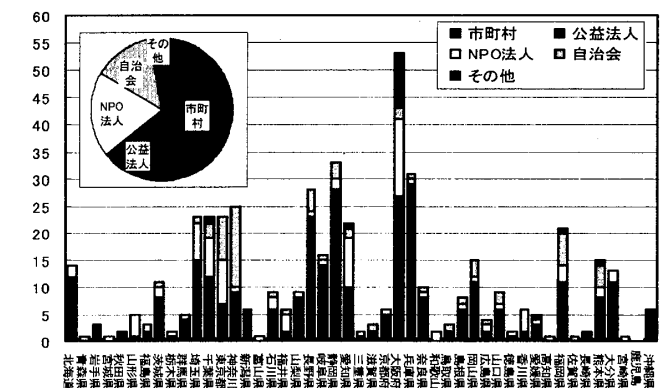


図 3 運営主体別設置箇所数と全国平均の内訳

体・ボランティア・社会福祉協議会では、店舗が多い。特に NPO 法人では店舗が 90%以上を占める。また、民家利用は地域団体運営の場合が多い。

4-4 全国の実施傾向のまとめ

以上より、全国の「つどいの広場」事業において、設置箇所数は過半数の都道府県で 10 箇所未満であることから、事業開始 5 年が経過し、全国的には取り掛かりの段階であると言える。一方で大阪府では 50 箇所以上の実績をあげているなど、積極的な自治体も見られる。

運営主体については、市町村が大半を占めているが、実績が少数である都道府県においては、NPO 法人や自治会が運営して事業を実施しているケースもあり、地域で「つどいの広場」設置に取り組んでいる点で注目される。また設置形態については、全体の 6 割が既存施設に併設して施設が設置されているが、NPO 法人や自治体により 2 割弱は空き店舗・空き施設・空き家を改修後、設置されており、地域既存ストックが積極的に活用されている。

5. 山口市におけるつどいの広場設置の現状

5-1 子育て支援に関する取り組み

山口市の子育て支援に関する取り組みを表 4 に示す。「第五次山口市総合計画」の部門別・具体的計画として、平成 14 年に「こどものまちづくり推進計画」が策定され、平成 15 年には「山口市次世代育成支援行動計画」が策定、翌年から実施され、国の次世代育成支援対策推進法の考え方を踏まえ、児童福祉の向上とともに、少子化対策として具体的かつ効果的な行動を実現することを目的としている。

また厚生労働省の「つどいの広場」事業補助金を受け、平成 15 年に中心商店街に「ほっとさろん西門前てとと」（以下てとと）、平成 16 年には元市児童図書館後に「ちゃ☆ちゃ☆ちゃ」（以下ちゃちゃちゃ）を開設している。さらに事業の拡大を図るため、平成 17 年から市の単独事業として「地域型つどいの広場設置助成事業」が開始され、同年事業第 1 号として、民家を活用した「嘉川子ども館しゅっぽっぽ」（以下しゅっぽっぽ）が開設されている。山口市のつどいの広場 3 事例の概要を表 5 に示す。

5-2 ほっとさろん西門前てとと

平成 14 年、中小企業庁から山口市に「コミュニティ施設活用商店街活性化補助事業」が提案された。同時期に「つどいの広場設置助成事業」が開始され、財政的な保障があり、また子育て支援施設に対する地域のニーズが高まったことから、「市民と協同」する形で施設設置が進められた。市・商店街関係者・NPO 法人等が運営委員会を設け、協議会形式で事業内容等が計画・実行された。そして平成 15 年 7 月、木造平屋建ての空き店舗が改修さ

れ、子育て支援施設として開設された。運営は NPO 法人に委託され行われており、運営費は市が負担しているため、利用料は無料である。

5-3 ちゃ☆ちゃ☆ちゃ

てとと開設後、多くの来訪者があり施設のスペースが不足していたことから、同様の交流型子育て支援の場を設置する必要性が高まっていた。その頃市児童センター内に設置されていた児童図書館が閉鎖したことから、

表 3 全国の運営・設置形態別実施数

設置形態	新設	既存施設に併設					改修設置	場所を借りて仮設					合計
		拠点施設	公共施設内	拠点施設内	教育施設内	事務所内		空き施設	公民館	貸スペース	一部間借	集会所	
市町村	4 (0.8)	114 (23.3)	55 (11.2)	35 (7.1)	0 (0)	14 (2.9)	13 (2.7)	9 (1.8)	0 (0)	2 (0.4)	4 (0.8)	250 (51.0)	
公益法人	0 (0)	30 (6.1)	11 (2.2)	8 (1.6)	0 (0)	10 (2.0)	1 (0.2)	6 (1.2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	66 (13.5)	
NPO 法人	0 (0)	10 (2.0)	8 (1.6)	12 (2.5)	4 (0.82)	38 (7.8)	1 (0.2)	11 (2.2)	2 (0.4)	5 (1.0)	1 (0.2)	92 (18.8)	
自治体	0 (0)	15 (3.1)	9 (1.8)	3 (0.6)	1 (0.2)	21 (4.3)	2 (0.4)	9 (1.8)	4 (0.8)	1 (0.2)	2 (0.4)	67 (13.7)	
その他	0 (0)	4 (0.8)	0 (0)	1 (0.2)	0 (0)	1 (0.2)	0 (0)	1 (0.2)	1 (0.2)	0 (0)	7 (1.4)	15 (3.1)	
合計	4 (0.8)	173 (35.3)	83 (16.9)	59 (12)	5 (1.0)	84 (17.1)	17 (3.5)	36 (7.6)	7 (1.4)	8 (1.6)	14 (2.9)	490 (100)	

\* ( )内は%

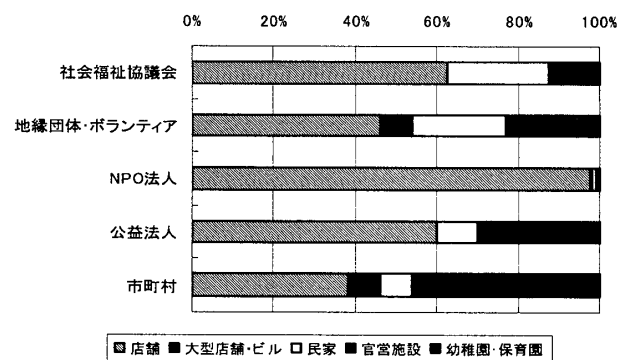


図 4 空き施設改修型の運営主体別・施設前用途内訳

表 4 国の子育て支援施策に対する山口市の取り組み

	山口市のうごき	国のうごき
H11 年度	「第五次山口市総合計画基本構想」策定	「少子化対策推進基本方針」決定
H12 年度	「第五次山口市総合計画前期基本計画」策定 (~H16)	
H13 年度		閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」
H14 年度	「こどものまちづくり推進計画」策定	少子化対策プラスワン 策定 閣議決定「次世代育成支援に関する当面の取組方針」
H15 年度	子育てほっとさろん「てとと」開設 (7月~)	「次世代育成支援対策推進法」 「児童福祉法」一部改正 「少子化社会対策基本法」公布
H16 年度	子育て支援交流広場「ちゃ☆ちゃ☆ちゃ」開設 (6月~) 「山口市地域福祉計画」策定	「少子化社会対策大綱」策定 「子ども・子育て応援プラン」策定
H17 年度	地域型つどいの広場設置助成事業開始 嘉川子ども館「しゅっぽっぽ」開設 (7月~) 「山口市次世代育成行動計画」実施	

空きスペースを活用してつどいの広場を設置することが決まった。そして平成16年5月、RC造2階建ての施設の改修が行われ、2階の一部が子育て支援施設として利用されている。公共施設のため運営を委託することが困難であったことから、市の直営として運営されており、利用料は無料である。

5-4 嘉川子ども館しゅっぽぼ

てとと、ちゃちゃちゃとも利用者が多数あり、両施設とも市中心部に位置していたことから、市中心部から離れた地域に対しても施設の需用が高まっていた。そのため、市では「地域型つどいの広場設置助成事業」を実施し、平成17年7月、嘉川地区に木造平屋建ての民家を改修し、子育て支援施設を開設した。運営は地域子育て支援組織で、地域ボランティアの参加もある。利用料は1日100円/1家族である。

以上から、山口市で実践されている3施設については、運営方法・施設形態共に異なるが、全国の現状と同様に、市所有の既存施設に併用する場合は市が運営を行っており、空き店舗・民家を活用する場合はNPO法人や地域組織によって運営されていることが分かる。

6. まとめ

本編では、全国の「つどいの広場」の運営方法・施設形態の傾向を分析した上で、山口市における取り組みについて現状を把握した。

全国的には市町村が中心となり事業が行なわれており、市町村が運営主体となる場合は、公共施設や拠点施設、教育施設等の既存施設に併設する形で設置される傾向があることが分かった。また、NPO法人や自治会等の地域団体が主体となり運営を行なう場合は、空き店舗、空き家等の既存ストックの活用が多く、地域ストックが地域住民により子育て支援施設として再生・活用されている。

山口市の事例においても、全国と同様の傾向が見られ、特に市所有の建物を活用する場合には、運営主体を民間団体に委託することが難しいという現状が明らかになった。てととの開設以降、子育て支援施設の必要性が高まっていることから、全国的にもこのような施設の需用が増大すると考えられる。今後地域密着型の子育て支援施設を展開していく上で、市町村だけでなく、NPO法人や自治会等の地域組織が主体となり、既存ストックを有効活用する取り組みを構築することが重要であると考えられる。

表5 山口市のつどいの広場実施事例概要

		ほっとさろん西門前 てとと	子育て支援広場 ちゃ☆ちゃ☆ちゃ	嘉川子ども館 しゅっぽぼ
施設 需要	所在地	山口市本町	山口市湯田温泉	山口市嘉川
	開館日・時間	月～金曜日 10:00～15:00	火～土曜日 10:00～16:00	火、水、金曜日、第3土曜日 10:00～16:00
建物 データ	利用料			1家族100円/1日
	事業主体	山口市	山口市	山口市
	運営主体	NPO法人 あつと (H18.7～)	市直営、スタッフは全5名。保育士資格を持つ。	嘉川子育て支援連絡組織“みらい”、スタッフには地域ボランティアも参加
	開所年度	2003.7	2004	2005.7.12
	築年数	不明	(開館日 昭和38年7月1日)	昭和
助成 事業	構造・階数	木造平屋	RC 2階建	木造平屋
	建物形式	店舗	市営・児童図書館(児童文化センター2F.)	農家住宅
	延床面積(m <sup>2</sup> )	109.42	113.50 (建物全体で490.38)	96.52
	所有	個人所有	市所有	個人所有
	事業名	「商店街活性化事業(コミュニティ施設活用商店街活性化事業)」(～18.6で終了)		山口市「地域型つどいの広場設置助成事業」
	所管課	山口県 中小企業庁		

\*1 山口大学大学院理工学研究科 教授・工博  
 \*2 山口大学大学院理工学研究科 修士(工学)  
 \*3 山口大学大学院理工学研究科 修士  
 \*4 山口大学工学部感性デザイン工学科

\*1 Professor, Yamaguchi Univ., D.Eng.  
 \*2 Doctoral Course, Yamaguchi Univ., M.Eng.  
 \*3 Graduate, Yamaguchi Univ.  
 \*4 Collage Student, Yamaguchi Univ.